

## 「新制度で保育園入園事情はどう変わるのか」 自治体の動向に関する調査の速報と分析

2014年9月12日最終報告

【解説・保育園を考える親の会代表 普光院亜紀】

2015年度から実施される子ども・子育て支援新制度によって、保育園の入園事情が少なからず変化することが予測されます。来春の保育園入園を希望する保護者にとっては重大関心事なのですが、なかなか状況が見えてきません。

そこで、「保育園を考える親の会」では、首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）の主要市区および政令指定都市の100市区にアンケートを実施し、**96市区の回答**を得ることができました。

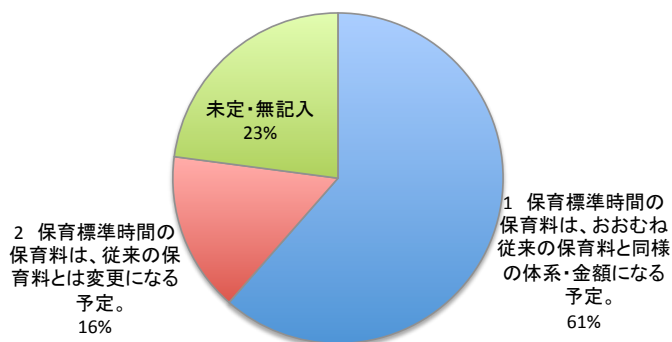
なお、各市区では新制度について検討中であるところが多いため、アンケートでは、回答時点（2014年6月～7月）での予定あるいは予測される方向性での回答をお願いしました。流動的な情報となるため、市区の個別の回答内容は非公開とさせていただきます。

なお、本レポートでは、**認可保育園**を法令上の正式名称である「**保育所**」と記しています。

### ♡ 保育料の値上げは少数

**point** 新制度では、保育所、認定こども園、小規模保育などに共通の保育料を市区町村が決めることになっています。新制度への移行にあたって、保育料は変化するのでしょうか？

【設問1】貴市区では、新制度における2号・3号の保育料について、どのように予定していますか？



### DATA（自治体数）

1 保育標準時間の保育料は、おおむね従来の保育料と同様の体系・金額になる予定。	59
2 保育標準時間の保育料は、従来の保育料とは変更になる予定。	15
未定・無記入	22
合計	96

新制度では、利用できる保育時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分になり、保育料も異なります。このうち「保育標準時間」が保育所の従来の保育時間と同じになるので、ここでは、「保育標準時間」の保育料が従来の保育料と変わるかどうかを聞いています。

61%の自治体が「おおむね従来の保育料と同様の体系・金額になる予定」と回答しました。

さらに、選択肢「保育標準時間の保育料は、従来の保育料とは変更になる予定」を選んだ自治体には、どんな変更なのかも聞いたところ、次のような回答を得ました。

**内訳 DATA (自治体数)**

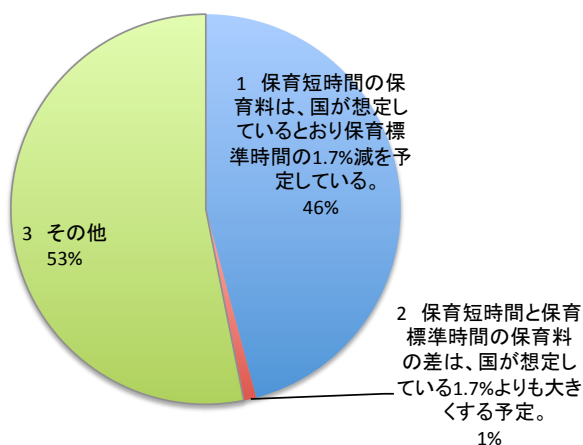
全体的な値上げになる。	1
体系(所得階層区分など)を変更する。	9
その他	5
合計	15

「値上げ」と回答した自治体は1。所得階層区分など体系の変更を考えているところが多い。「その他」をマークした自治体のうち1つは「全体的な値下げとなる」と記入、他の3つは、変更内容が「検討中」「未定」と記入がありました。

♡ 「標準時間」と「短時間」の保育料の差は小さい

**point** 保育時間の2つの区分は、保育料が異なります。国が発表した基準額では、その差はわずかでした。自治体の決める額はどうなるのでしょうか。

[設問2] 保育標準時間と保育短時間の保育料の差についてお聞きます。



**DATA (自治体数)**

1 保育短時間の保育料は、国が想定しているとおり保育標準時間の1.7%減を予定している。	44
2 保育短時間と保育標準時間の保育料の差は、国が想定している1.7%よりも大きくする予定。	1
3 その他	51
合計	96

国は保育にかかる費用に応じて算出した保育料の基準額を公表しています。それによれば、「保育標準時間」（11時間まで）と「保育短時間」（8時間まで）の保育料の差は1.7%、金額にして数百円程度になっています。自治体は、この国の基準額を上限として保育料を定めることになっているので、この差は変わる可能性もあります。

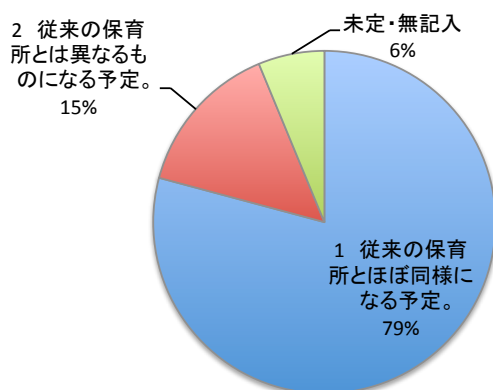
回答状況を見ると、「その他」を選択した自治体が最も多いのですが、その記入欄を見るといずれも「検討中」「未定」等の記入でした。方向性を回答した自治体では、**国の基準額並みの差を予定している自治体が大半**となりました。

♡ **入園申込みの時期は従来どおりが多く、早まるところもある**

**point** 保育所、認定こども園、小規模保育等を希望する2号・3号の子どもの入園申込みは、市町村が一括して受け付け、必要度に応じた入園選考などの利用調整を行うことになっています。その時期は従来どおりなのかどうかをたずねました。

（注）2号：保育の必要性の認定を受けた3歳以上児。3号：保育の必要性の認定を受けた3歳未満児。

[設問3]保育所・認定こども園の2号・3号の入園申請（毎月入園、4月入園）の時期についてお聞きします。



**DATA（自治体数）**

1 従来とほぼ同様になる予定。	76
2 従来とは異なるものになる予定。	14
未定・無記入	6
合計	96

入園申込みの時期は「従来とほぼ同様の時期になる予定」と回答した自治体が多数でした。一方で、「従来とは異なるものになる予定」と回答した自治体も15%あります。

「従来と異なるものになる予定」と回答した自治体に、どのように変わる予定か記入欄を設けてたずねたところ、**4月入園については時期を早めるという回答が11**、遅くするという回答が1、どのように変わるかが未定とした回答が1でした。現在すでに、10月～11月に申込み受付を開始している自治体は従来どおりで、12月開始のところは早める動き

になっている可能性があります。

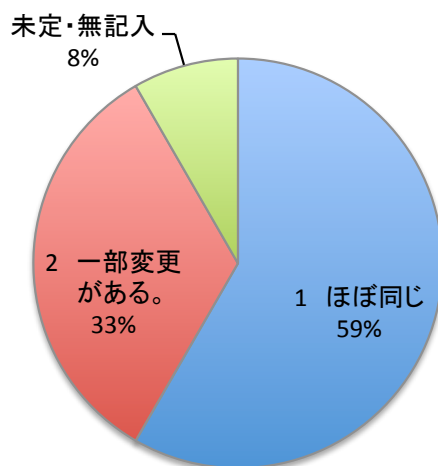
**[時期を変更する自治体の記入内容]**

- 4月入所申込みの開始を12月15日から11月1日に早める。
- 4月入園については、従来12月に行っていたが、10～11月に行う予定である。
- 例年よりも1か月程受付期間を早める予定。
- 毎月入園は同様の予定 4月入園は新制度とは関係なく時期の変更を検討中。
- 入園申請時期を早める予定（4月入園）。
- 4月入園については若干早まる予定。
- 認定も同時に処理することを考慮すると、早める必要があると思われるが詳細は未定。
- 認定証の申請と同時申込みが可能なため、4月入所は前倒し予定。
- 選考（利用調整）の前に保育の必要性の認定が必要になるため、従来より早い時期に実施予定することを検討中。
- 4月入園の募集期間及び入園決定時期が早まる。
- 利用調整に要する期間を考慮し、前倒しとする方向で検討する。
- 毎月入園は変わらないが、4月入園は例年より1か月程度、申請時期を早める予定。
- 申請時期を少し遅くする可能性あり。
- （どう変わるかは）未定。

♡ **保育の必要性の認定範囲が狭くなるころはほとんどなし**

**point** 新制度では、保育所、認定こども園、小規模保育等の保育を利用するための要件、つまり保育の必要性を認定する「事由」を規定しています。その内容は、従来の「保育に欠ける事由」よりも広くなりました。自治体レベルでは、新制度で広がる「事由」を以前から設けていた自治体もあり、その対応について聞いてみました。

**[設問4] 貴市区が新制度で予定している「保育の必要性の認定」の要件は、従来から貴市区で定めてきた保育所の「保育に欠ける要件」から変更される部分がありますか？**



## DATA（自治体数）

1 ほぼ同じ	56
2 一部変更がある。	32
未定・無記入	8
合計	96

新制度の保育の必要性を認定する「事由」（設問では「要件」と記した）は、保護者の就労その他の従来からのものに加えて、保護者の求職活動（起業準備を含む）、就学（職業訓練を含む）、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であることなどが新しく盛り込まれました。

また、就労の場合、1か月当たり最低で48時間～64時間程度の就労から認定することになりました。さらに、祖父母などの同居の親族が子どもの保育をできる場合も必要性が認められることになりました（ただし、入園選考で優先順位が低くなることはやむなしとされた）。

本アンケート結果で、59%の自治体で要件は従来と「ほぼ同じ」と回答しており、これらの自治体では新制度で加わった「事由」も以前から認めていたものと考えられます。

「一部変更がある」と回答した自治体には、従来よりも扱いがきびしくなる場合にのみ記入欄に説明を求めました。該当自治体32のうち25の自治体で無記入もしくは「特になし」「就労要件を緩和する予定」等の記入があり、これらの自治体では「要件」を緩める方向で変更が予定されていると考えられました。このほか、「未定」「検討中」などの記入が5、具体的なコメントが2ありました（「同居している61歳未満の祖父母が無職または求職中（疾病等除く）の場合、大幅な点数の減点。」「就労による保育認定について、就労時間の下限を設定する」）。

以上の回答状況から、保育の必要性の認定をする「要件」を厳しくする自治体はほとんどないものと考えられました。

## ♡ 「標準時間」「短時間」はどのように区分されるのか？

**point** 新制度では、保育の必要時間によって「保育標準時間」「保育短時間」のどちらかの認定を受けます。国は、それぞれの認定範囲を示していますが、詳細については、自治体が地域の実情に合わせて決めることになっているため、どうなるのか聞いてみました。

〔設問5〕 貴市区では、保育標準時間と保育短時間の認定要件（就労時間）をどのように示しますか？ 保育園案内などで利用者に説明する予定の文面でお答えください。

## DATA（自治体数）

	保育標準時間		保育短時間	
	件数	割合	件数	割合
回答あり	27	28%	28	29%
回答なし	69	72%	68	71%
合 計	96	100%	96	100%

[回答の記入内容]

保育標準時間	保育短時間
審査の結果、概ね午前7時から午後6時までの11時間保育を必要とする場合に認定されます。	審査の結果、概ね午前9時から午後5時までの8時間保育を必要とする場合に認定されます。
国提示資料の表記で検討中	国提示資料の表記で検討中
就労等により、子の保育ができない世帯を対象として11時間以上の保育をします。	パートタイム就労等により日中5時間程度保育を実施することができない世帯が対象です
両親とも週30時間以上の就労時間である	いずれかの親が週30時間未満の就労時間である
週30時間以上の就労又は同等に保育を必要としている	週30時間未満の就労又は同等に保育を必要としている
1か月当たり、120時間程度の就労	1か月当たり、48～64時間程度の就労
保育短時間の認定要件を満たしたうえで、通勤時間を含めて1日8時間以上	1か月あたり64時間以上（1日4時間以上、週4日以上かつ月16日以上）
就労時間の下限は1か月当たり120時間	就労時間の下限は1か月当たり64時間
フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応	1か月あたり64時間以上の就労
就労時間 月120時間以上	就労時間 月120時間未満 ※120時間の目安：週5日1日7.5時間
文面は検討中（時間自体は1週間あたり30時間程度以上を予定） （短時間と一括し選考する予定です）	文面は検討中（時間自体は1週間あたり30時間程度未満を予定） 月〇時間以上の就労が必要
通勤時間等を含む一日にお預かりする必要がある時間が8時間程度～最大11時間（延長保育を含まず）となる場合	通勤時間等を含む一日にお預かりする必要がある時間が最大8時間以下となる場合（8時間を超えると延長保育扱いになります）
1か月 96時間以上	1か月 64～95時間
文面は検討中。時間は1月あたり120時間以上とする予定	文面は検討中。時間は1月あたり64時間以上120時間未満とする予定
主にフルタイム勤務を想定した利用。就労時間の下限は1週間あたり30時間程度（国基準と同じ）。利用時間は11時間まで。	主にパートタイム勤務を想定した利用。就労時間の下限は1か月あたり60時間。利用時間は8時間まで。
月120時間以上	月64時間以上
労働等の時間が1週間当たり30時間（月120時間）以上	労働等の時間が1週間当たり16時間（月64時間）以上30時間（月120時間）未満
フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）	パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）
主にフルタイムでの就労（1か月平均で120時間以上の就労）	主にパートタイムでの就労（1か月平均で120時間未満の就労）
常時（週4日以上、1日に4時間以上）仕事をしている。	-
（検討中）週5日以上かつ週40時間以上	（検討中）週3日以上かつ週12時間以上
1月に120時間以上の就労をしている場合	1月に48時間以上の就労をしている場合
就労時間の下限は1か月当たり120時間	就労時間の下限は1か月当たり64時間
保護者のいずれもが月120時間以上就労していること	保護者のいずれもが月48時間以上就労していること
1月において120時間以上労働することを常態とする。	1月において64時間以上労働することを常態とする。
フルタイムの就労を想定した利用時間（1ヶ月当たり212時間以上）	パートタイムの就労を想定した利用時間（1ヶ月当たり212時間以下）

-	1日4時間超えかつ月13日以上就労。
-	下限は48時間（就労の場合）、その他未定

記入された回答内容を見るとおおむね国の示したとおりの区分が予定されているようです。また、国は最低限度の就労時間を1か月48時間～64時間程度と示しましたが、64時間を採用する予定の自治体が多く見られます。

【国が提示した就労時間の範囲】（ともに休憩時間を除く）

「保育標準時間」は、フルタイムの就労を想定し「1か月当たり120時間程度（1週間当たりおおむね30時間）以上の就労」を認定する。

「保育短時間」は、パートタイムの就労を想定し「1か月当たり48時間～64時間程度以上、120時間程度（1週間当たりおおむね30時間）未満の就労」を認定する。

\*最大利用可能時間は、「保育標準時間」が1日11時間、「保育短時間」が1日8時間。ただし、保護者は「子どもの健全な育成を図る観点から」必要な時間を利用する。（普光院注：仕事のない日はお休みする、仕事が終わったらお迎えに行くということ）。

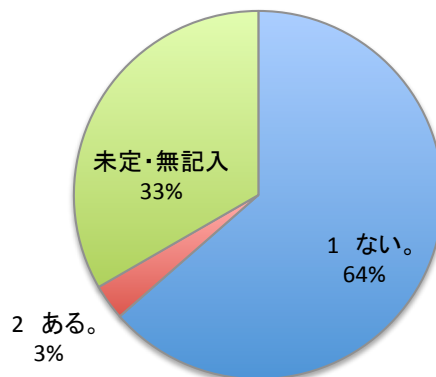
●保護者の視点から

それぞれ11時間・8時間が何時から何時までか（時間帯）は、施設ごとに決めることになっています（その時間帯をはみ出すと延長保育料がかかる）。たとえば、パートタイムの方で「保育短時間」の認定を受けたが、仕事の時間が入園できる施設の短時間区分の時間帯に合わないというようなケースもありそうです。自治体や施設ごとに柔軟な対応は可能なのでしょうか。

♡ 「標準時間」「短時間」別に定員を設ける施設は少ない

**point** 新制度では、施設の受入定員を「保育標準時間」「保育短時間」で分けなくても分けなくてもよいことになっています。定員を分けて設定されると、待機児童の多い地域では、就労時間が短い人が入りやすくなる反面、育休明けなどのフルタイムのワクは小さくなります。

[設問6] 貴市区内の保育所・認定こども園で、保育時間区別に定員を設ける施設はありますか？



DATA (自治体数)

1 ない。	61
2 ある。	3
未定・無記入	32
合計	96

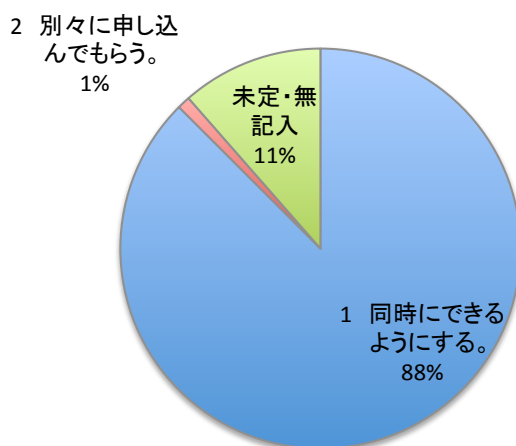
未定を除くと、「定員を分ける施設はない」という回答が圧倒的多数になりました。

「ある」と回答した自治体には全体の何割くらいかを記入してもらう欄を設けたところ、「全体の0.7割」「施設および定員については未定」の2コメントと無記入1でした。

♡ 「保育の必要性の認定」申請と「入園申込み」は同時がほとんど

**point** 新制度では、申込みをするときに「保育の必要性」の認定が必要になります。国は市区町村がこれらを同時に行ってもさしつかえないとしています。どうなるのでしょうか。

[設問7] 貴市区では、「保育の必要性の認定」の申請と入園申請は同時にできるようにしますか？



DATA (自治体数)

1 同時にできるようにする。	84
2 別々に申し込んでもらう。	1
未定・無記入	11
合計	96

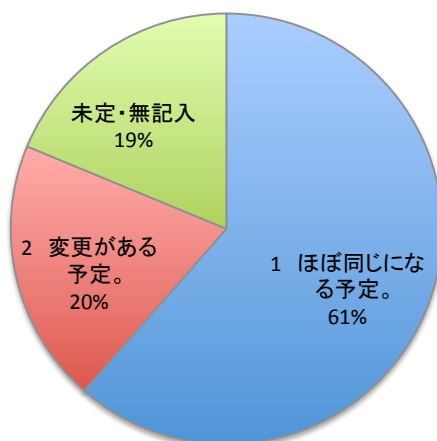
未定を除くと、「同時にできるようにする」という回答が圧倒的多数になりました。同時に行ってほしいというのが多くの保護者の願いだと思います。市区町村としても、別々では、事務がますますたいへんになってしまいそうです。



♡ 入園選考のやり方は「ほぼ同じ」が多数だが、変化も…

**point** 「保活」を控える保護者が最も気になるのが入園選考。これまでのやり方と変わる予定があるのかどうかを聞いてみました。

[設問8] 保育所・認定こども園の2号・3号の入園選考のやり方(基準指数、調整指数、その項目内容)は、従来の保育所の入園選考のやり方とほぼ同様になりますか？



**DATA (自治体数)**

1 ほぼ同じになる予定。	59
2 変更がある予定。	19
未定・無記入	18
合計	96

「ほぼ同じになる予定」という回答が多数を占めていますが、「変更がある予定」という回答も2割に上っています。「変更がある予定」と回答した自治体に、どのような変更があるのかたずねたところ、次のような記入がありました。

**[変更の内容についての記入内容]**

- これまでのランク制からポイント制に変更する。国の子ども・子育て会議で示された優先利用の基準を反映するもの。
- 国が示した優先利用について調整指数を追加する予定。
- 国の示す優先利用項目に基づき、連携施設や生計中心者の考え方を追加する予定
- 優先利用とされた事項の取扱いについて現在検討中です。
- 新制度で新たに追加になる項目等を踏まえ全体的に検討中。
- 同居親族の取扱い、地域型保育事業の利用者の優先度などを検討中。
- 労働時間の下限が変更されたことによる点数調整など。
- 就労等の伴わない療育保障要件での入所基準の見直し。
- 保育の必要性の事由を勘案するとともに、これまでの懸案事項等を整理しなおす。
- 指数の見直しを行う予定。

- 指数の変更、項目内容の変更
  - 選考基準の見直し
  - 細分化する
  - 保育を必要とする事由や状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計。
  - 調整指数に変更がある予定であるが詳細は未定。
  - 保育所はほぼ同じになる予定。認定子ども園については、従来は幼稚園（認定子ども園）で決定していたが、新制度においては区の利用調整を経て決定されるために変更がある予定。
- （ほか「未定」2、無記入1）

「調整指数」とは、入園選考で家庭や子どもの状況を配慮するために「基準指数」から足したり引いたりする点数のことで、自治体がそれぞれに決めてきました。国は、新制度で次のような利用者の優先利用を公表していますので、それが自治体の「調整指数」にどのような影響を与えるのかが気になるところです。

#### [国が示した優先利用]

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

自治体の記入内容からは、国の示した優先利用をどう指数に反映させるかが検討課題になっていることがわかります。また、就労時間の下限が示されたことによる調整、小規模保育などの地域型保育事業の利用者の優先なども論点となっていることが推測されます。

#### ●保護者の視点から

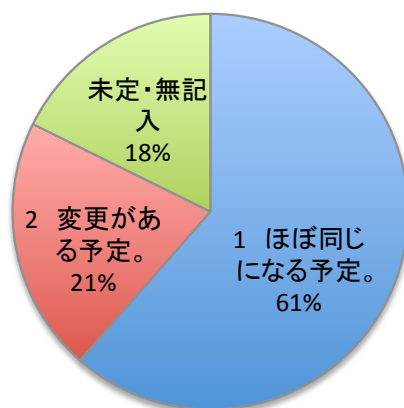
小規模保育や家庭的保育事業（保育ママ）は3歳未満の保育であるため、3歳以降も保育をしてもらえる保育所等に早く移って安定できることを願う保護者は多いはずですが。いったん認可施設・事業に入れたのに3歳から行きどころがなくなるような制度では困ります。小規模保育卒園者の加点（でなければ連携施設による保育の保障）は必要です。しかし、それと認可外（認証保育所等）の加点との関係も議論になりそうです。受け皿がふえて、いつでも何歳からでも保育を受けられるようになれば、こんな点数に誰もこだわらないですむのですが。

入園選考は、保育所・認定子ども園等を同時期に一括して行わなければ、さまざまな不公平を招くということも配慮して行っていただきたいと思います。

## ♡ 入園申込みにあたっての必要書類に大きな変更はない

**point** 新制度では、入園申込みをするにあたり「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますが、それによって入園に必要な書類が大幅に変わったりするのでしょうか。

〔設問9〕 2号・3号の「保育の必要性の認定」の申請および入園申請に必要な書類は、従来の保育所の入園申請で必要だった書類とほぼ同じになりますか？



### DATA（自治体数）

1 ほぼ同じになる予定。	59
2 変更がある予定。	20
未定・無記入	17
合計	96

「ほぼ同じになる予定」という回答が多数を占めていますが、「変更がある予定」という回答も2割に上っています。「変更がある予定」と回答した自治体に、どのような変更があるのかを記入欄を設けてたずねたところ、次のような記入がありました。

#### 〔変更の内容についての記入内容〕

- 世帯の収入状況によって源泉徴収票の提出が不要になる。
- 保育料判定が所得税から区民税所得割に変更になるため、前年1月1日時点で当区在住の方の場合、所得証明書類は不要とする予定。
- 住民税により保育料が決定されるため、所得税の証明書が必要なくなる。
- 税関係書類、就労証明書の様式の見直しを検討。
- 所得証明書が課税証明書に変更。
- 新たな保育の必要性の事由に新たな書類がふえる。
- 「保育の必要性の認定」の申請書を新たに別様式で作成。
- 認定申請の追加、様式の見直し
- 「保育の必要性の認定」の申請と「入園申請」について、重複する項目がなく、区民にとって

判りやすい様式に変更する予定。

○保育の必要の認定申請は、国から示された基準をもとに検討中。入園申請は現在とほぼ同じとする方向で検討中。

○保育の必要性を認定するために必要な書類が追加される予定です。内容については未定です。

○選考の基準とともに検討中。

○添付資料などに一部追加変更あり

○従来職員が窓口で聞き取りをしていた項目を書類に追加・記入してもらう予定です。

(ほか「未定」「検討中」など6)

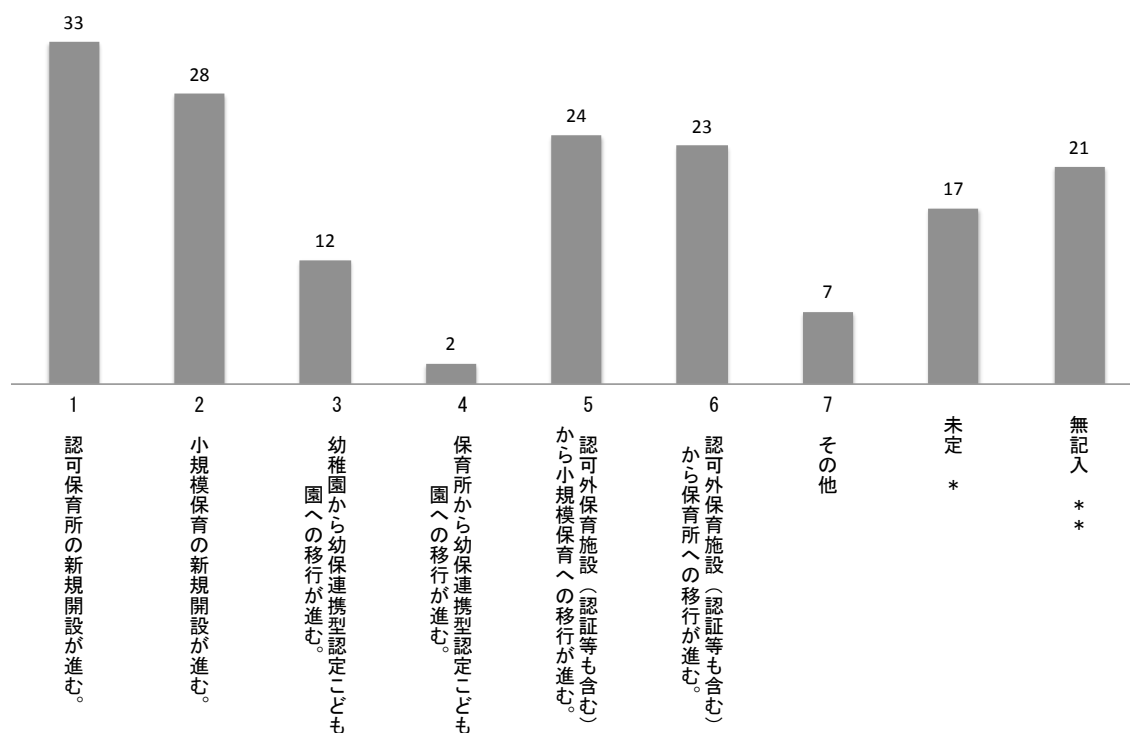
これらを整理すると、主に、①保育料決定のための所得捕捉が所得税から住民税に変わるため源泉徴収票等が不要になる、②保育の必要性の認定の申請書類がふえる、③認定要件・選考基準の変更に伴う変更、などが想定されていることがわかります。

### ♡ 認可保育所の整備が進む予定が多数だが…

**point** 待機児童が多い市区では、今後の保育の整備がどのようになっていくのかは保護者の最大関心事です。見通しはどうなっているのでしょうか。

[設問 10] ニーズ調査および事業者の意向などから判断して、貴市区での保育サービスはどのように変化しそうですか？ 目立った動きになると思われるものすべてにマークしてください。あまり変化がないと予測される場合は、マークをしないでください。

#### DATA (自治体数・複数回答あり)



[注]

\* 「7 その他」の記入欄に「これから事業者の意向調査をする」「子ども・子育て会議で検討中」「回答できない」などと記入された回答は、「未定」のほうにカウントした。

\*\* 「無記入」には、いっさい記入がなかったものをカウントした。その場合、設問に書いた「あまり変化がないと予測される」という意味なのかどうかは不確かである。

「7 その他」の選択肢の記述欄には、「幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行が進む。」が3票あったほか、「1について現時点では不明。2～6についてはあまり変化がないと予測される。」「3歳未満児の保育についてニーズが多い。幼稚園に小規模保育事業の併設できるとよい。」「既存の家庭保育室と認可外保育施設が小規模保育事業へ移行する見込み。」などの記入があった。

「認可保育所の新規開設が進む」と予測した自治体が33と最多になりました。これに、「小規模保育の新規開設が進む」28や「認可外保育施設（認証保育所等も含む）から小規模保育への移行が進む」24、「認可外保育施設（認証保育所等も含む）から保育所への移行が進む」23が続いています。

認可保育園の新設とともに、小規模保育の新設、認可外保育施設（認証等も含む）の認可への移行が進むことが予測されており、園庭がない認可施設の増加が予測されます。

#### ●保護者の視点から

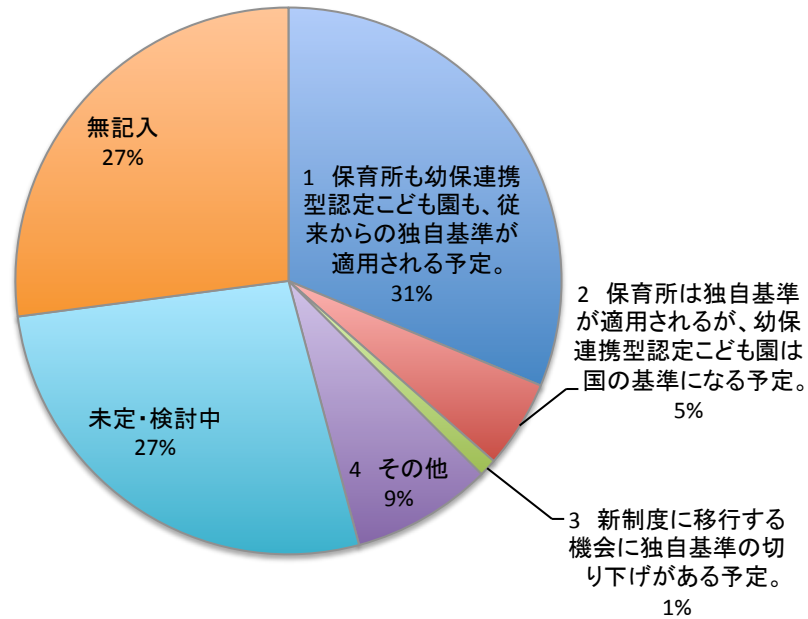
小規模保育は3歳未満児だけを小規模で保育する施設であり、落ち着いた環境をつくりやすいというメリットがある反面、人員配置基準において保育士資格をもたない保育者の配置を認めている点には不安を感じる保護者も多いと思います。適格な保育者が確保されるように、自治体の誘導も必要と考えます。

また、待機児童が多い地域では、小規模保育や認証保育所等に偏った整備では、やがて親子は「3歳のカベ」にぶつかってしまうことが懸念されます。地域ごとにニーズ調査と保育資源を精査し、バランスのとれた整備を行っていく必要があると考えます。

### ♡ 自治体の独自基準は守られる見通し

**point** 首都圏には、保育所の保育の質を改善するため、国の基準を上回る基準を設けて独自の補助金を出している自治体が多くあります。今回、それらの基準が引き下げられるようなことはないのか、保護者の不安をお聞きしてみました。

[設問 11] 保育所の人員配置等において国基準よりも手厚い独自基準を設けてきた市区にお聞きします。その基準は、新制度ではどのようになりますか？



**DATA (自治体数)**

1 保育所も幼保連携型認定こども園も、従来からの独自基準が適用される予定。	30
2 保育所は独自基準が適用されるが、幼保連携型認定こども園は国の基準になる予定。	5
3 新制度に移行する機会に独自基準の切り下げがある予定。	1
4 その他	8
未定・検討中	26
無記入	26
合計	96

[注]

- ・設問で「国基準よりも手厚い独自基準を設けてきた市区」に限定して質問しているため、「無記入」になった自治体には、独自基準を設けていないところも含まれていると考えられる。
- ・「4 その他」の記入欄に「検討中」「未定」などと記入された回答は、「未定・検討中」のほうにカウントした。

「新制度に移行する機会に独自基準の引き下げがある予定」と回答した自治体は1でした。この回答には「基本的に国基準で行う」と付記されていました。

一方、「保育所も幼保連携型認定こども園も、従来からの独自基準が適用される予定」と回答した自治体は30で、1～4に回答した自治体の約7割になっています。

「その他」（「未定」「検討中」は除く）を選んだ自治体の記入は次のような内容でした。

[「その他」の記入内容]

- 独自基準規定の方向で検討。
- 保育所は独自基準が適用される予定。

- 保育所については現行の水準を維持する予定だが、幼保連携型認定こども園については区内に  
なく不明。
- 保育所については、従来からの独自基準が適用される予定。
- 現在の保育所の配置基準をもとに新制度移行後の保育所および幼保連携型認定こども園の配置  
基準についても検討する予定。
- 人員配置等は新制度移行後も国基準どおりであるが、従来より補助金にて配置の上乗せを実施  
しており、新制度移行後もその方向で検討中である。
- 対象外（普光院注：独自基準がないという意味）
- 独自基準を設けていない。

●最後に

大きな制度改革があるたびに、経費削減の方向に制度が変わっていくのを見てきた立場からは、ほとんどの自治体で現行の上乗せ基準を維持しようとしているという結果は、ほっと胸をなで下ろすものでした。ようやく子どもを大切に育てようという共通認識がもててきたのかなという期待をもちました。しかし、1か所であっても、保育所の基準を引き下げようとしている自治体があることは残念です。保育の質と量をともに確保することをめざした新制度の趣旨を、今一度、みんなで確認する必要があると感じています。

アンケートにご協力くださった自治体みなさまに深く感謝いたします。  
ありがとうございました。

(以上)